

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月13日 福島地方法務局二本松出張所 登記官 志賀富士夫  
記

意見又は資料の提出先

〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎  
福島地方法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室  
電話：024-534-2048

又は

〒964-0906 二本松市若宮二丁目165番地8  
福島地方法務局二本松出張所  
電話：0243-22-2617

	所在	地番	地目	地積
1	二本松市郭内三丁目	132-1	畑	135
2	二本松市郭内三丁目	122	山林	760
3	二本松市郭内三丁目	66-1	原野	2735
4	二本松市郭内三丁目	66-4	原野	58
5	二本松市亀谷一丁目	1-7	山林	612
6	二本松市亀谷一丁目	7-1	宅地	157.88
7	二本松市亀谷一丁目	7-2	宅地	217.82